

「第64回指定都市市長会議」及び 「多様な大都市制度実現プロジェクト」の開催結果について

5月18日に「第64回指定都市市長会議」及び「多様な大都市制度実現プロジェクト」が東京都内で開催され、山中 竹春 横浜市長が出席しました。

多様な大都市制度実現プロジェクトでは、「副首都の整備に関する指定都市市長会コメント」をとりまとめるとともに、令和8年度の取組等について議論を行いました。

第64回指定都市市長会議では、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等にかかる事務の効率化等の実現に向けた指定都市市長会要請」等、4件の要請等が採択されました。

1 開催概要

(1) 開催日時

令和8年5月18日（月）

多様な大都市制度実現プロジェクト 10時50分～11時40分

第64回指定都市市長会議 13時40分～14時50分

(2) 開催場所

都市センターホテル（東京都千代田区平河町2丁目4番1号）

2 第64回指定都市市長会議

採択された要請等

- (1) 副首都の整備に関する指定都市市長会コメント
- (2) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等にかかる事務の効率化等の実現に向けた指定都市市長会要請
- (3) 障害福祉サービスに係る十分な財政措置に関する指定都市市長会提言
- (4) 保育現場の負担軽減に資する保育DXの推進に向けた指定都市市長会要請

※詳細については、添付別紙1を御参照ください。

裏面あり



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



3 多様な大都市制度実現プロジェクト

(1) 会議結果概要

- ・「副首都の整備に関する指定都市市長会コメント」のとりまとめ
- ・令和8年度 of 取組内容の確認
 - 【取組1】 地方制度調査会への的確な対応
 - 【取組2】 国会議員や関係団体等との議論・連携の推進及び理解促進に向けた取組
 - 【取組3】 指定都市が一体となった機運醸成の戦略的展開
 - 【取組4】 戦略的な推進体制の構築・促進

※詳細については、添付別紙2をご参照ください。

(2) 参考

プロジェクト参加市長（13市）

川崎市（プロジェクトリーダー）、

横浜市（プロジェクトサブリーダー）、名古屋市（プロジェクトサブリーダー）、

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、相模原市、浜松市、神戸市、岡山市、広島市、熊本市

< 第64回指定都市市長会議の様子 >



※写真データを希望される方は、下記の間合せ先まで御連絡ください。

「2 第64回指定都市市長会議」については、指定都市市長会と同時発表しています。

「3 多様な大都市制度実現プロジェクト」については、川崎市・名古屋市・指定都市市長会と同時発表しています。

お問合せ先

（「第64回指定都市市長会議」について）

広域行政課長 高村 Tel 045-671-2108

（「多様な大都市制度実現プロジェクト」について）

特別市制度企画課長 室町 Tel 045-671-4323



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



記者発表資料
令和8年5月18日
指定都市市長会

報道機関各位

5月18日（月）、指定都市市長会は、
「第64回指定都市市長会議」を開催し、
4件の要請等を採用しました。

《採択した提言・要請・決議》

- (1) 副首都の整備に関する指定都市市長会コメント
- (2) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等にかかる事務の効率化等の実現に向けた指定都市市長会要請
- (3) 障害福祉サービスに係る十分な財政措置に関する指定都市市長会提言
- (4) 保育現場の負担軽減に資する保育DXの推進に向けた指定都市市長会要請

※ 詳細は、別添資料をご覧ください。

※ 要請文・提言文の日付が空欄になっていますが、要請活動当日の日付を記載して省庁等へ提出する予定です。

問合せ先

指定都市市長会事務局（担当：諸岡 / 蟻川）

Tel 03-3591-4772

Mail jimukyoku@siteitosi.jp

副首都の整備に関する指定都市市長会コメント

我が国が直面する東京都への一極集中といった構造的課題に対応するとともに、大規模災害等への備えを強化する観点から、多極分散型国土の形成を目指した副首都の整備に関する検討が進められている。

副首都の整備に関する議論は、東京都への一極集中という構造的課題に対応する上で、重要な意義を有している。現在の検討では、多極分散型経済圏の形成を目指すなど、我が国の将来の国土構造や都市の在り方を考える上で重要な論点が提起されており、指定都市市長会が目指す多極分散型社会の実現という方向性とも整合している。

また、大都市が有する高度かつ多様な機能を最大限に活用し、我が国全体の成長と持続可能な発展を支えていく観点からは、多様な大都市制度の実現に向けた制度改革の議論を促す契機となり得るものとして、意義があると考えます。

現在、国の第34次地方制度調査会においては、大都市地域における行政体制等の在り方について調査審議が行われているところであり、副首都整備に関する議論と併せて、多様な大都市制度の実現に向けた検討が一層進展し、我が国の持続可能な発展と都市の自立的な成長につながる制度の実現に向け、幅広い視点から建設的な議論が尽くされることを期待する。

令和 年 月 日
指定都市市長会

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等にかかる 事務の効率化等の実現に向けた指定都市市長会要請

近年、エネルギー価格や食料品価格をはじめとする物価の上昇が続いており、住民生活や地域経済に長期的かつ深刻な影響を及ぼしている。こうした状況を踏まえ、国においては、市町村が地域の実情に応じて物価高騰対策を講ずることができるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）を創設し、全国の市町村において、生活者及び事業者へ多様な支援を実施してきた。

また、今般の中東情勢等が我が国の経済に与える影響は不透明であることから、今後も、住民生活を守り抜くための物価高騰対策がより一層重要となってくる。

一方で、市町村においては、複雑化、多様化する地域課題や、急激に変化する社会経済情勢に柔軟に対応するため、今後の更なる人口減少社会を見据えつつ、一層の事務の効率化が求められている。

このような状況下において、重点支援地方交付金を原資として、令和6年度の国補正予算まで全国で実施した給付金事業や、地域の実情に応じた物価高騰対策に取り組むことができる推奨事業メニューを活用して現在多くの市町村が実施している給付金事業は、市町村がシステム改修や申請・給付手続き等を個別に対応する非効率な仕組みとなっている。加えて、特に人口規模の大きい指定都市では、対象者が多く、極めて過大な事務負担が生じている。このため、今後、給付金事業のような全国的に実施すべき施策を講ずる場合などは、国が一律の制度設計を行うとともに、直接実施し、市町村が本来の住民サービスに集中できるようにすべきである。

また、重点支援地方交付金における現行の交付限度額の算定では、財政力指数や、年少人口・高齢者人口の対全国比等が勘案されるため、市町村により住民一人当たりの交付限度額に看過できない差が生じている。しかし、物価高騰は、誰もが影響を受ける全国的課題であり、住む地域によって受けられる支援メニューの水準に差が生じていることは望ましくなく、より公平な配分とすべきである。

については、今後、給付金事業のような全国的に実施すべき施策や地域の実情に応じた物価高騰対策事業を行う際は、下記の点を踏まえて実施するよう要請する。

記

- 1 全国的に共通して実施すべき施策については、迅速かつ公平な給付と、国全体での行政事務の最適化・効率化を確実に実現するため、国が一元的に給付事務の仕組みを構築した上で、実施主体となり、自らの責任において実施すること。
- 2 地域の実情に応じて物価高騰対策に取り組む事業については、住民一人当たりの交付限度額に格差が生じないように、必要な額を公平に配分すること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

障害福祉サービスに係る十分な財政措置に関する指定都市市長会提言

障害福祉サービスの費用は、1/2を国が負担することが義務化されているが、訪問系サービスにのみ、法の趣旨を逸脱し、政令により国の負担範囲を狭く限定している。これにより、特に指定都市では、多額の超過負担（指定都市の総額は令和6年度実績で353億円）が生じている。

指定都市市長会では、令和5年から、障害福祉サービスにおける居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスに係る国庫負担基準の見直し等、市町村の超過負担の解消に向けた適切な財政措置が行われるよう、再三にわたり提言してきたところである。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、国庫負担基準の見直しにより一定の改善はなされ、また、令和8年度に実施された臨時報酬改定においては、処遇改善加算の見直しに連動した国庫負担基準の改正が行われた。当該改正は、給付費の増額分に対する国庫負担基準は概ね適切に増額改定されたと評価できるものの、国庫負担基準は依然として低く、抜本的な改善には至っていない。

また、厚生労働省は入所・入院されている方の地域生活への移行を推進しているが、現行の仕組みのまま地域移行を進めることは、構造上、ますます市町村の超過負担を増加させることになる。特に、在宅で24時間365日支援を要する重度訪問介護利用者のサービス利用実態と国庫負担基準が著しく乖離していることが明らかとなっており、早急な制度改正が必要である。

今後も、障害の重度化や高齢化の進展、地域移行の推進により、障害福祉サービス費の増大が見込まれる中で制度の持続可能性を確保していくため、令和9年度の次期報酬改定に確実に反映するよう、指定都市市長会として下記のとおり提言する。

記

- 1 居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスについて、他の障害福祉サービスと同様に、市町村が決定した実際の給付額の総額を算定基礎に、国が1/2の財政負担を行うこと。
- 2 上記の改正が実現されるまでの措置として、速やかに以下の措置を講ずること。
 - (1) 国庫負担基準に、賃金や物価上昇、その他の報酬改定分を適切に反映すること。
 - (2) 重度訪問介護利用に係る障害福祉サービスの国庫負担基準について、実態に応じて引き上げること。

特に、医療的ケアが必要な方や強度行動障害のある方など、24時間365日支援を

要する重度訪問介護利用者に係る障害福祉サービスの国庫負担基準を利用実態に即した基準に見直すこと。

- (3) 居宅介護については、障害支援区分1から4の介護保険対象者を国庫負担の対象とするとともに、障害支援区分5から6の介護保険対象者の国庫負担基準を更に引き上げること。

令和8年 月 日
指定都市市長会

保育現場の負担軽減に資する保育DXの推進に向けた 指定都市市長会要請

こどもの豊かな成長と未来を育むためには、保育施設・地方自治体ともに、こどもの教育・保育の質を向上させるための取組に力と時間を集中させることが必要であり、事務負担の軽減は喫緊の課題である。

そうした認識の下、各指定都市自らも事務負担の軽減を図るために、先行してそれぞれ独自にシステムの整備に取り組んできたところであるが、国が、令和8年4月の「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の運用開始を前提として同年に創設した「保育ICT推進加算」は、地方自治体がこれらのシステムを導入することを要件とし、独自に導入したシステムを今後も活用する場合、保育施設は加算を取得できないこととなっている。これは、各指定都市による先行した取組が一切考慮されていない措置である。

既に独自にシステムを導入している地方自治体においては、これらのシステムを導入するにあたりシステム改修等の課題があるだけでなく、保育施設や利用者への影響も大きく慎重に検討を進める必要があるが、現状では、当初予定されていた令和8年4月からの稼働も実現できておらず、独自システムを有する地方自治体が本格的に検討を進めることも困難な状況である。

また、これらのシステムに加え、国は、保育分野において、「子ども・子育て支援情報公表システム」など5つの全国統一システムを導入・運用しているが、保育施設・地方自治体は、合計7つの異なるシステムを理解する必要があり、事務負担はますます増大している。

さらに、地方自治体が毎月、保育施設に運営費として支給する「施設型給付費及び地域型保育給付費」については、国制度において基本分に加え多数の加算が設けられており、保育施設・地方自治体双方にとって大きな事務負担となっていることから、令和6年度に指定都市市長会として、制度の簡素化を求めたところである。

国はその改善策として、令和7年度に処遇改善等加算の一本化を行ったが、実質的には事務負担の軽減になっておらず、同年に新たに創設された「1歳児配置改善加算」には、保育士を加配する以外の複数の要件が付されているほか令和8年度にも新たな加算が創設されるなど、制度は複雑化の一途をたどっている。

そこで、真に保育現場の負担軽減に資する保育DXの推進に向けて、下記のとおり要請する。

記

- 1 「保育ICT推進加算」の要件のうち「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用については、これまでの地域独自の取組に十分配慮するとともに、本格稼働までの間、加算要件に含めない等の経過措置を設けること。
- 2 全国統一システムの導入・運用に当たっては、試行期間を置くなど、保育施設・地方自治体の準備期間を確保した上で、保育施設・地方自治体の意見を十分聞き、保育施設・地方自治体向けの研修環境の整備や、地域独自の取組にも柔軟に対応可能な機能の付与を行うなど、全ての利用者が使いやすい仕様とするとともに、システムの統合やシステム間での情報連携等を行うこと。
- 3 「施設型給付費及び地域型保育給付費」の加算の統合や要件の見直しを行うなど、制度の簡素化を図ること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

報道機関各位

指定都市市長会は、「多様な大都市制度実現プロジェクト」
第1回プロジェクト会議を開催しました。

指定都市市長会では、本日、「多様な大都市制度実現プロジェクト」の第1回会議を開催しました。今回の会議では、「副首都の整備に関する指定都市市長会コメント」をとりまとめるとともに、令和8年度の取組等について議論を行いましたので、お知らせいたします。

1 開催日時

令和8年5月18日（月）10時50分～11時40分

2 開催場所

都市センターホテル（東京都千代田区平河町2丁目4番1号）

3 会議結果の主なポイント

- ・「副首都の整備に関する指定都市市長会コメント」のとりまとめ
- ・令和8年度の取組内容の確認
 - 【取組1】地方制度調査会への的確な対応
 - 【取組2】国会議員や関係団体等との議論・連携の推進及び理解促進に向けた取組
 - 【取組3】指定都市が一体となった機運醸成の戦略的展開
 - 【取組4】戦略的な推進体制の構築・促進

※ 詳細は、別紙をご参照ください。

問合せ先

指定都市市長会事務局（担当：青柴／井熊） TEL 03-3591-4772

第 1 回 多様な大都市制度実現プロジェクト 概 要

令和 8 年 5 月 1 8 日

1 プロジェクトの概要

活動内容

特別市制度を含む多様な大都市制度の早期実現に向け、次の活動を行う。

- 地方制度調査会の調査・審議内容に応じた指定都市市長会としての主張の発信
- 国会議員や関係団体（地方六団体、経済界等）との議論・連携の推進及び理解促進に向けた取組
- 多様な大都市制度の早期実現に向けた機運の醸成

構成市長

【担当市長】	福田 紀彦	川崎市長		
【副担当市長】	山中 竹春	横浜市長	広沢 一郎	名古屋市長
【参加市長】	秋元 克広	札幌市長	郡 和子	仙台市長
	清水 勇人	さいたま市長	神谷 俊一	千葉市長
	本村 賢太郎	相模原市長	中野 祐介	浜松市長
	久元 喜造	神戸市長	大森 雅夫	岡山市長
	松井 一實	広島市長	大西 一史	熊本市長

1 プロジェクトの概要

プロジェクトの進め方

- 担当市長、副担当市長からなる幹事会を適宜開催
- 取組内容等に応じた関係市長等による柔軟な戦略調整を実施
- 構成市への書面協議等を適宜実施
- 事務レベルの協議は、作業部会（課長級）を開催して調整
- 原則、指定都市市長会議開催日と同一日にプロジェクトを開催

調査・研究期間等

- 令和8年4月1日～令和10年3月31日
- その結果は市長会議において報告

2

2 前回プロジェクト会議以降の主な取組状況

「多様な大都市制度実現プロジェクト報告書」を用いた国への要請活動

- 日時 令和7年12月4日（木）9:30～9:45
- 要請先 総務省
- 説明者 福田 紀彦 川崎市長（多様な大都市制度実現プロジェクト担当市長）
- 面談者 林 芳正 総務大臣



3

2 前回プロジェクト会議以降の主な取組状況

「多様な大都市制度実現プロジェクト報告書」を用いた各政党への説明・提言活動

- 要請先 各政党
- 説明者 福田 紀彦 川崎市市長(多様な大都市制度実現プロジェクト担当市長)



立憲民主党(令和7年12月11日)



国民民主党(令和7年12月11日)



自由民主党(令和7年12月12日)



公明党(令和7年12月24日)



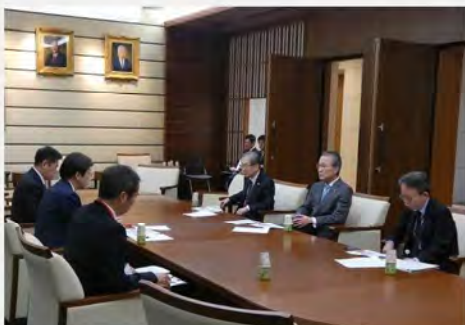
日本維新の会(令和7年12月25日)

4

2 前回プロジェクト会議以降の主な取組状況

「多様な大都市制度実現プロジェクト報告書」を用いた日本経済団体連合会との意見交換

- 日時 令和8年2月12日(木) 16:00～16:30
- 場所 経団連会館 23階 応接室
- 説明者 久元 喜造 神戸市長(指定都市市長会会長)
福田 紀彦 川崎市市長(多様な大都市制度実現プロジェクト担当市長)
- 面談者 筒井 義信 日本経済団体連合会 会長



5

2 前回プロジェクト会議以降の主な取組状況

指定都市市長会シンポジウム

- テーマ : 人口減少時代を見据えた持続可能な社会の構築に向けてー多極分散で築く日本の未来ー
 - 日時 : 令和8年3月2日(月) 18:00~20:00
 - 場所 : 日経カンファレンスルーム
 - 登壇者 : 久元 神戸市長、福田 川崎市長、田中 富山県南砺市長、
古川 内閣府大臣政務官兼復興大臣政務官、
牧原 東京大学先端科学技術研究センター教授
- 【第1部】発表(人口減少時代における課題認識と取組状況)
【第2部】パネルディスカッション(持続可能な社会の実現に向け、いま何が必要か。)



指定都市市長会シンポジウム in 横浜

- テーマ : 大都市の未来を考える「指定都市市長会シンポジウム」~新たな大都市制度について~
 - 日時 : 令和8年3月22日(日) 13:30~15:30
 - 場所 : 青葉公会堂
 - 登壇者 : 山中 横浜市長、辻 一橋大学大学院法学研究科教授、紺野 美沙子氏
- 【第1部】基調講演(特別市の法制化の実現に向けて)
【第2部】パネルディスカッション



3 第34次地方制度調査会への対応状況

第34次地方制度調査会発足(令和8年1月19日)

諮問事項

人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、**国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方**について、調査審議を求める。



※写真の出典：首相官邸ホームページ

現在は、学識者で構成される専門小委員会において、関係省庁、団体、自治体などへのヒアリングが行われるなど、調査・審議が進められている。

3 第34次地方制度調査会への対応状況

地方制度調査会 第4回専門小委員会

- 日時：令和8年4月15日(水) 9時30分～12時00分
- 議事：① 関西広域連合からの意見聴取 説明15分 質疑応答15分
② 指定都市市長会(神戸市)からの意見聴取 説明15分
③ 全国知事会(熊本県)からの意見聴取 説明20分 質疑応答(②と合わせて)80分



8

3 第34次地方制度調査会への対応状況

主な質疑応答

- ・都道府県が弱体化し、周辺市町村を支える力がなくなることはないか。
 - 都道府県単位での人材活用のみを考え、それが弱体化に繋がるという発想を超えて、都道府県の境界を超えた連携も組み合わせながら、マンパワーが不足していく時代において、どのように人材を有効活用するかという観点が必要。
- ・特別市による周辺市町村への補完行政をどの程度、想定しているか。
 - 特別市は人材やノウハウを活用して周辺地域を支援していくというのが指定都市市長会の共通した考え方である。ただし、地域住民の福祉に対する最終責任はそれぞれの市町村にある。
- ・不交付団体である川崎市と名古屋市における財政シミュレーションについて、どのような結果になると考えられるか。
 - 財政シミュレーションは川崎市や横浜市でも行っている。精緻に行うためには権限移譲の内容を整理することが前提となる。
- ・東京都特別区が基礎的な地方公共団体とされたことを踏まえ、特別市についても区の権限をきちんと位置付けるべきではないか。
 - 特別区については様々な改正の結果、現在の特別地方公共団体、基礎的な地方公共団体となっており、公選の区長・議会が存在し、東京都の中で二層制ができています。これを特別市に当てはめるかは議論が必要だと思う。区のあり方が変化する中、区が住民代表機能の単位として適切かという議論は別途あるのではないかと考える。
- ・特別市になった場合も、地方交付税をもらうことを考えているのか。
 - 特別市は、広域自治体と基礎自治体の両方の性格を持つが、基本的には法律に定められた地方自治体に配分される権限は変わらないため、現行の地方交付税制度が適用されると考えている。
- ・特別市への移行は周辺自治体の住民にも影響があると思うが、住民投票の範囲を市民とするのでは不十分ではないか。
 - 特別市移行により、特別市民は知事・都道府県議会議員を選ぶ権利を失うが、その他の県民には法律上の地位の変動は起こらないことから、指定都市市長会としては特別市に移行する地域の住民に限定すればよいと考えている。ただし、議論のあるところではないかと思う。

9

4 副首都法案を巡る議論の状況

令和8年3月31日、与党の実務者協議において、副首都法案骨子案について合意

<出典:日本維新の会ホームページ>

1 目的・定義

- 国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模災害に備え、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、多極分散型経済圏の形成を通じた経済成長に資することを目的とする。
- 首都中枢機能とは、東京圏における国家社会機能のうち中核的なものをいう。
- 「首都中枢機能代替地域」
 - 【定義】大規模災害時に一定期間、首都中枢機能の一部を代替する機能を担う地域
 - 【要件】東京圏との同時被災の可能性が低いものとして政令で定める要件に該当する地域
 - 【政令イメージ】首都直下地震緊急対策区域及び富士山の火山災害警戒地域のいずれにも該当しないこと
- 「副首都」
 - 【定義】大規模災害時に一定期間、首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能を担うとともに、多極分散型経済圏の形成の中核となる機能をも担う道府県
 - 【要件】東京圏との同時被災の可能性が低いこと(首都中枢機能代替地域と同様)に加え、次のいずれにも該当する地域を含むこと(道府県の申出に基づき内閣総理大臣が指定)
 - ① 政治及び行政の中核機能を代替する機能を発揮するため、国の行政機構の立地の状況について政令で定める要件を備えること。
 - 【政令イメージ】国の出先機関について、一定の出先機関の立地
 - ② 経済及び人口の集積の状況について政令で定める要件を備えること。
 - 【政令イメージ】経済集積(県内GDPが一定規模)、人口集積(一定規模の人口)
 - ③ 副首都が担う機能を十分発揮するために必要な地方行政体制について政令で定める要件を備えること。
 - 【政令イメージ】①「政令市+県」(連携協約等)、②特別区の設置 ※ 制度化された場合は、「特別市」

10

4 副首都法案を巡る議論の状況

<出典:日本維新の会ホームページ>

2 基本方針、基本的施策等

- 政府において総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針を策定。
- 基本方針の実施に必要な場合、内閣総理大臣は、関係行政機関の長に対して必要な勧告をできる。
- 副首都が指定されたときは、副首都ごとの整備方針を定める。その際、副首都の長の意見を聞き、その意見を尊重しなければならない。
- 「首都中枢機能代替地域」
 - 事業者等による、バックアップ投資促進のため、必要な税制上の措置の整備その他の必要な施策を講ずる。
- 「副首都」
 - 上記に加え、首都中枢機能の代替のための拠点の整備、都市機能の増進に寄与するまちづくりの推進、規制緩和、民間投資の促進に必要な税制上の措置等の施策を講ずる。
- 政府は副首都の整備その他首都中枢機能代替地域の整備に必要な法制上・財政上・税制上の措置を講ずる。

3 本部

内閣に、「国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部(本部長:内閣総理大臣)」を置く。

4 附則

- この法律は公布後3か月以内で政令で定める日から施行する。
- この法律の施行の日から令和12年度末までの約5年間、関連施策を集中的に推進する。
- 副首都が名称変更を希望する際の住民投票等の手続等について定める大都市法の改正を行う。

11

5 令和8年度の取組の考え方

地方制度調査会や国、関係団体の動向を踏まえた迅速・的確な対応

地方制度調査会において進められている大都市地域における行政体制等の調査審議の動向を的確に把握するとともに、その検討状況を踏まえながら、指定都市市長会の考えを適時適切に発信する。

このことにより、地方制度調査会の答申への反映を図り、多様な大都市制度の早期実現に繋げていく。

関係団体の理解促進に向けた取組の推進

特別市制度に関しては、国から関係者間における議論の深化を求められていること等を踏まえ、我が国の将来を見据えた指定都市市長会としての考え方について、国や国会議員、全国知事会をはじめとした地方六団体、経済界等の関係団体の理解促進を図るため、積極的かつ戦略的な取組を進めていく。

大都市制度改革に向けた機運醸成の促進

地方制度調査会における調査審議のほか、副首都に関する国会での議論など、大都市制度への関心が高まりつつある状況を踏まえ、指定都市が一体となって、地方制度改革の必要性を戦略的に発信し、機運醸成に繋げる。

12

6 令和8年度の取組

取組1 地方制度調査会への的確な対応

- 地方制度調査会(専門小委員会)における今後の議論や指摘を踏まえた対応を見据え、特別市制度を含む地方行政体制等に関する考え方を精査
- 地方制度調査会の調査審議状況に応じた指定都市市長会の主張の発信
 - 地方制度調査会や国、関係団体に対する提言・要請など、指定都市市長会としての意見表明
 - 関係者に対する必要な情報提供や説明機会の確保

取組2 国会議員や関係団体等との議論・連携の推進及び理解促進に向けた取組

- 「指定都市を応援する国会議員の会」との連携
- 全国知事会をはじめ、全国町村会など、地方六団体等との意見交換の機会の創出
- 国や国会議員、経済界、学識者等の理解促進

13

6 令和8年度の取組

取組3 指定都市が一体となった機運醸成の戦略的展開

- 市長のリーダーシップによる地方制度改革議論の喚起
 - 市長自らが先頭に立ち、地方制度改革の必要性と方向性を発信
 - 指定都市が連携したメッセージを発信
- 計画的かつ効果的なパブリシティの展開による、制度改革の意義や必要性についての社会認知の拡大
 - 報道機関に対する継続的な情報発信
 - 記者会見、意見表明、シンポジウム等の機会を通じた、社会的関心を高める情報発信
 - 制度改革の意義、効果を分かりやすく整理した資料の提供
- 戦略的な広報・情報発信による理解促進、国等への要請活動の実施

取組4 戦略的な推進体制の構築・促進

- 各市長が相互に補充・連携し、重層的・戦略的に取組を進める体制を整備・推進

14

7 地方六団体等との意見交換の機会の創出

意見交換の必要性

- 多様な大都市制度の早期実現に向けては、人口減少時代における地方制度改革の必要性について、多くの関係者に理解を得ることが必要である。
- 指定都市市長会では、令和7年11月に「多様な大都市制度実現プロジェクト報告書」を取りまとめ、国や、国会議員、経済界、全国知事会をはじめとする地方六団体等の関係団体との更なる意見交換を進め、理解の深化を図る取組を一層推進していくこととしている。
- 地方制度調査会においても、全国知事会及び指定都市市長会の双方から意見聴取が行われている状況にあり、多様な大都市制度の実現に向けては、多くの関係者からの理解を得ることが不可欠である。

全国知事会の動向

- 「大都市制度のあり方に関する検討プロジェクトチーム(PT)」を設置
- PTは、指定都市が所在する15道府県の知事を含む、16名の知事が参加
- 3月23日に開催された第1回PTの資料によると、今後、「特別市」制度の意義及び課題について議論し、全国知事会としての考え方を整理予定
- 夏以降、指定都市市長会との意見交換を行い、知事会としての意見表明を目指す予定
- 4月15日に地方制度調査会第4回専門小委員会で意見を陳述し、ヒアリングに対応

15

7 地方六団体等との意見交換の機会の創出

今後の対応

全国知事会のプロジェクトチームにおける議論の動向を見ながら、適宜、指定都市市長会としての考え方を整理し、意見交換の場の設定に向けた必要な調整を行う。

その他

上記の他、全国町村会など、その他の団体との意見交換の場の創出に向けて引き続き調整を進める。

16

8 副首都の整備に関する指定都市市長会コメント（案）

副首都の整備に関する発信を行う目的・背景

- 我が国においては、東京都への一極集中といった構造的課題への対応に加え、大規模災害等への備えを強化する観点から、多極分散型国土の形成を目指した副首都の整備に関する検討が進められている。
- こうした副首都の整備に関する議論が国等において行われていることを踏まえ、指定都市市長会として共通のコメントを発出することにより、多極分散型社会の実現に向けた取組の加速とともに、多様な大都市制度の実現に向けた議論の一層の進展に繋げていく必要がある。

指定都市市長会コメントの主旨

- 副首都の整備に関する議論は、東京都への一極集中という構造的課題に対応する上で、重要な意義があり、現在の検討において、多極分散型経済圏の形成を目指す方向性が示されていることは、指定都市市長会が目指す多極分散型社会の構築という方向性とも整合している。
- また、大都市が有する高度かつ多様な機能を最大限に活用し、我が国全体の成長と持続可能性を支えていく観点からは、多様な大都市制度の実現に向けた制度改革の議論を促す契機となり得るものとして、意義がある。
- 現在、地方制度調査会において、大都市地域における行政体制等の在り方について調査審議が行われているところであり、大都市制度に関する議論を喚起していくためにも、副首都整備に関する議論と併せて、多様な大都市制度の実現に向けた検討が一層進展することを期待している旨について、指定都市市長会としての考え方を発信していく。

17

9 今年度のプロジェクトの主な予定

プロジェクトの各回の主な予定

- 令和8年 5月 第1回 令和8年度の取組の方向性の確認
(同日 指定都市を応援する国会議員の会 開催予定)
- 令和8年 7月 第2回 地方制度調査会や関係団体等の動向を踏まえた取組の確認
- 令和8年11月 第3回 国や地方制度調査会への提言・要請のとりまとめ

※ 現時点の予定であり、今後の地方制度調査会の調査・審議状況や、国や関係団体の動向等に応じて柔軟に対応する。

副首都の整備に関する指定都市市長会コメント（案）

我が国が直面する東京都への一極集中といった構造的課題に対応するとともに、大規模災害等への備えを強化する観点から、多極分散型国土の形成を目指した副首都の整備に関する検討が進められている。

副首都の整備に関する議論は、東京都への一極集中という構造的課題に対応する上で、重要な意義を有している。現在の検討では、多極分散型経済圏の形成を目指すなど、我が国の将来の国土構造や都市の在り方を考える上で重要な論点が提起されており、指定都市市長会が目指す多極分散型社会の実現という方向性とも整合している。

また、大都市が有する高度かつ多様な機能を最大限に活用し、我が国全体の成長と持続可能な発展を支えていく観点からは、多様な大都市制度の実現に向けた制度改革の議論を促す契機となり得るものとして、意義があると考えます。

現在、国の第34次地方制度調査会においては、大都市地域における行政体制等の在り方について調査審議が行われているところであり、副首都整備に関する議論と併せて、多様な大都市制度の実現に向けた検討が一層進展し、我が国の持続可能な発展と都市の自立的な成長につながる制度の実現に向け、幅広い視点から建設的な議論が尽くされることを期待する。

令和 年 月 日
指定都市市長会